

著書『現代法律哲学問題』の解題

(原資料をデジタル化した資料は[コチラ](#)から貸出できます)

19世紀になると社会科学の分野では実証主義的な方法論が主流となり、法学においても「法実証主義」が大きな影響を与えるようになったため、法学の対象が経験的事実だけに限定される傾向が出てきました。それに対して鈴木は、法実証主義を批判し、新カント学派の法哲学によって経験的な事実を越える法理念を探求する道を選び、本書において法学者シュタムラーの立場を詳細に解説するとともに、シュタムラーの限界を指摘し、それを乗り越えるための自身の見解を提示しました。

後述するように本書に示された法哲学の立場は、後に彼が日本国憲法の制定に関わるなかで非常に重要な意味をもつこととなりました。

1. 鈴木の法実証主義に対する批判

鈴木は、法実証主義が法の研究をその本来の使命から逸脱させているとして、根本的な批判を展開しています。

(1) 法実証主義とは何か

鈴木によれば、19世紀に「實證主義的(Positivismus)精神の勃興」があり、これが「現實法(Positive Recht)の外に法なし」という極端な風潮を助長しました。この思想は、法の根本的な考察を現實に存在する法(現行法)の研究に限定し、「経験事実(Erfahrungsfakta)を対象とした研究以外は「形而上學的」であるとして排斥します。鈴木は法実証主義によって法学研究においては「価値、規範、理念等少しでも形而上學的の臭味あるもの」はすべて排斥される傾向にあると述べています。

(2) 鈴木の批判とその理由

鈴木は、法実証主義に対し、以下の理由で批判しています。

①方法論上の根本的過誤である：法実証主義は、かつて法の重要な研究分野であり、法の理念を問う自然法論を「荒唐の形而上學(Metaphysik)」として排斥する傾向を生み出しました。鈴木は、この排斥を「方法論上許し難き過誤」と明確に批判しています。また本来法の外部から与えられるべき法の理念を、単に既存の法や経験的な事実から導こうとすることに対しても、厳しく批判をしています。

② 法学の研究範囲を限定しすぎている：法実証主義は、法学の任務を「単に現行法の解釈」に留めているとして批判します。そして鈴木は、法学が単なる現行法の解釈に終わらず、究極的には「正義の価値」を研究するものであると主張します。この「正義の価値」の探求を肯定する以上、哲学の一部門としての法律哲学の成立が是認されるべきだと論じており、法実証主義が法の現象面のみに焦点を当て、その規範的・価値的な側面を無視していることを批判しています。

2. 新カント学派の法哲学の立場

新カント学派のドイツ西南学派は、社会科学における価値・規範・理念の重要性を訴え、法学の方法論にも大きな影響を与えました。鈴木はこの新カント派の法哲学に依つて法実証主義の限界を乗り越えようとした。

(1) 経験的事実と価値・規範・理念の区別

鈴木は、新カント学派の勃興によって、学問的に「法の理念を探究する道」が開かれたと述べています。つまり法の現象（経験的事実）と、その背後にある価値や理念との区別が明確に認識されことで、正義の価値や理念を取り上げる法哲学の成立が可能となったとして、鈴木はこの方面の探究に非常に強い意欲を示しています。

(2) シュタムラーの法理念とその限界

シュタムラーは、新カント学派の立場に立って「法理念の探究」を進めたため、鈴木は彼を法哲学の革新者として高く評価しています。

① 法理念の重要性：シュタムラーは、法学を探求するには、経験的な事実に着目するだけでは、真の法律知識は成立しないと主張し、現実の人間社会を統制する理念の重要性を強調します。そして彼は法理念を「不可侵的で自主的な人々の結合意欲」の基盤の上に確立しようとします。その上で彼は「自由に意欲する人間の協同態」という規範的かつ普遍妥当的な形式を、法理念の公式として提示しました。

② シュタムラーの限界：鈴木は、このようなシュタムラーの法理念論を高く評価しますが、それが形式的なレベルにとどまっていることを厳しく批判します。言い換えると、シュタムラーの理論が抽象的・形式的な枠組みを乗り越えておらず、現実の社会における実際の問題解決への貢献が少ないと考えたのです。鈴木は、シュタムラーの法学は「理論は無内容にして批判の刃が鋭い割には

現実生活に役立つ所が少ない」と評しています。つまりシュタムラーの法理念は形式的には完璧であるものの、現実社会を統制する理念としては実質的な価値がほとんどないと考えたのです。

3. 鈴木が考える限界克服の方向性

以上のようなシュタムラーの法理念の限界を乗り越えるため、鈴木はシュタムラーの形式的な立場と、実質的な価値思想を展開するドイツ西南学派の立場とを結び付けることが、将来の法律哲学に課せられた興味深い任務の一つであると考えました。

- (1) **シュタムラーの限界**: シュタムラーの理論は、概念の純粹性を追求するあまり、現実の経験的事実と関連した価値の具体的な内容が希薄でした。彼の「正法」に関する議論は「純粹意欲というが如き何等経験することができない」ものに基づくものであり、その適用は「論理思索の飛躍なしには行はれ得ない」と批判しています。
- (2) **ドイツ西南学派の貢献**: ドイツ西南学派は、リッケルトやヴィンデルバントに代表される新カント派の哲学の一派で、「価値思想」という実質的な内容に重点を置くことで、実証主義が排除した価値や規範の領域を法哲学の対象することを可能にしました。こうしてラードブルフや M.E.マイヤーといった法学者たちは、ドイツ西南学派の思想を受け継ぎ、経験的観察に即した、より内容豊かな法哲学を展開したのです。

鈴木が「シュタムラーの立場とドイツ西南学派の立場を結び付ける」中に将来の可能性を見出したのは、シュタムラーが築き上げた法理念に関わる厳密な形式論理の枠組みの中に、ドイツ西南学派が重視する価値、規範、理念といった実質的な内容や文化的な側面を注入することで、形式と内容、普遍性と個別性、理論と現実の間の架け橋を築き、より豊かで実践的な法哲学を構築することを目指していたと解釈できます。

彼がこのように経験的な事実と理念的な世界を峻別する新カント派の法哲学に強い影響を受けたことは、戦後彼が日本国憲法は「主権在民」「平和主義」「生存権」などの「理念」を指し示すものだと考え、1950年頃から盛んになった憲法改正論とは一定の距離を保ったことに繋がっていったと考えられます。